

丸亀市グループホーム一覧(令和8年3月1日現在)

	事業所名称 (ユニット数) ※開設日順	定員	利用者数 (待機者数)	所在地  TEL	入居 一時金 又は 敷金等	介護サービス費を除く月額利用料の合計			介護サービス費を含む 月額利用料の目安 (要介護2の場合)	その他、利用に応じて生ずる費用	
						家賃 ①	食材料費 (30日分) ②	水道 光熱費 ③			
1	グループホーム 袖村 (1ユニット)	9名	9名 (0名)	飯山町西坂元928番地  56-8522	-	98,600	35,000	51,600	12,000	122,630	・理美容代(1回1,000円) ・おむつ代(実費) ・教養娯楽費(実費) ・日用品費(325円/日)
2	グループホーム なごみ (2ユニット)	18名	18名 (2名)	垂水町1353番地  28-2080	100,000	103,050	23,500	65,850	13,700	126,690	・理美容代(実費) ・おむつ代(実費) ・教養娯楽費(実費) ・日用品費(320円/日) ・電化製品持込(1点70円/日)
3	グループホーム さぬき富士 (1ユニット)	9名	8名 (0名)	飯野町東二25番地21  21-1000	-	103,000	43,000	48,000	12,000	127,030	・おむつ代(実費) ・遠足や年中行事(実費) ・レクリエーション(実費)
4	グループホーム どき (2ユニット)	18名	18名 (3名)	土器町西4丁目244番地  23-1125	150,000	97,700	53,000	44,700	家賃に含む	121,340	・理美容代(実費) ・おむつ代(実費)
5	グループホーム 桃の木 (2ユニット)	18名	17名 (0名)	飯山町川原185番地1  59-7181	-	112,290	50,280	46,290	15,720	135,930	・理美容代(実費) ・おむつ代(実費) ・寝具代(125円/日)
6	グループホーム ほのぼの (1ユニット)	9名	8名 (5名)	土器町東三丁目621番地  25-0025	-	95,000	35,000	45,000	15,000	119,030	・理美容代(実費) ・おむつ代(実費) ・特別なクリーニング代(実費)
7	グループホーム 玉うさぎ (2ユニット)	18名	15名 (0名)	川西町北998-1  24-6488	-	112,290	50,280	46,290	15,720	135,930	・理美容代(実費) ・おむつ代(実費) ・寝具代(125円/日)
8	グループホーム なぎさ (1ユニット)	9名	9名 (0名)	中府町4丁目12-19  43-5575	98,000	119,000	49,000	49,000	21,000	143,030	・理美容代(実費) ・おむつ代(実費) ・その他個人で使用した品(実費) ・行事費(350円/月) ・個別使用電気代(1品目40円/日) ・口座振替手数料(110円/1回)
9	グループホーム 椿 (2ユニット)	18名	16名 (0名)	金倉町537-2  23-7701	-	98,700	45,000	43,500	10,200	122,340	・理美容代(実費) ・おむつ代等(実費) ・日用品費(300円/日)
10	グループホーム こうじん (1ユニット)	9名	9名 (2名)	松屋町11-1  21-3001	-	110,000	53,000	45,000	12,000	134,030	・理美容代(実費) ・おむつ代等(実費) ・教養娯楽費(実費)
11	グループホーム あやうた (2ユニット)	18名	17名 (3名)	綾歌町栗熊東783  86-1000	-	110,500	48,000	46,500	16,000	134,140	・理美容代(実費) ・おむつ代等(実費) ・教養娯楽費(実費) ・日用品費(310円/日) ・寝具代(120円/日)
12	ネムの木 グループホーム丸亀 (2ユニット)	18名	17名 (1名)	川西町南甲220-1  85-5510	-	123,000	54,000	39,000	30,000	146,640	・理美容代(実費) ・おむつ代等(実費) ・くもん学習療法費(2,200円/月)

《注意事項》

○月額利用料等は、提供するサービス体制や有する設備などを根拠に設定しているものであるため、各事業所ごとに異なります。詳細については、各事業所に直接お問い合わせ下さい。

○利用状況は、基準日時点での状況になっています。満床の場合は()書きで待機者数を記載しています。

○食材料費には「おやつ代」を含みます。

《介護報酬(介護サービス費)単価表(円)》※介護報酬の改定により、令和6年4月1日から基礎報酬が見直されました。

1ユニットの場合		日額	月額 (30日)	2ユニットの場合		日額	月額 (30日)
基本部分	要支援2	761	22,830	基本部分	要支援2	749	22,470
	要介護1	765	22,950		要介護1	753	22,590
	要介護2	801	24,030		要介護2	788	23,640
	要介護3	824	24,720		要介護3	812	24,360
	要介護4	841	25,230		要介護4	828	24,840
	要介護5	859	25,770		要介護5	845	25,350

※上記の基本部分に加え、入居日から30日以内に限り算定される初期加算(30単位/日)等、加算について事業所ごとに定めた費用が加算されます。